

旧優生保護法強制不妊手術裁判

みんなでも支援しよう！

旧優生保護法裁判 これまでの取り組み

2018年、大阪で全国ろうあ者大会が開かれた年の1月。宮城県、知的障害を持つ女性が、旧優生保護法により強制不妊手術を強制されたとして、国を相手に裁判を起こしました。

これにより、マスコミが都道府県の強制不妊手術の実態を取材。1949年（昭和24年）～1992年（平成4年）までの旧優生保護法が施行された期間中の被害者総数は16,475人、内大阪府内では610人が被害を受けたと報道されました。

この発表を受け、全日本ろうあ連盟は聴覚障害者の被害実態を調査。大阪府内では少なくとも15名の聴覚障害者が被害を受けていることが判明しています。全国では170名の被害者が把握できました。

その中で、野村夫婦（仮名）が2019年1月30日に大阪地裁に提訴。聴覚障害者としては、兵庫・静岡に続いて3例目でした。大聴

協は対策チームを設置、野村夫婦の支援にあたるとともに、大阪三団体で担当弁護士による学習会を開催、裁判でも毎回傍聴を呼びかけるなど深く関わってきました。

大阪地裁では2020年11月30日に判決が出て敗訴しましたが、ちょうど1年後の2021年11月30日に大阪高裁に控訴、2022年2月22日に勝訴判決を勝ち取りました。

争点となったのは除斥期間で、被害を受けてから20年を過ぎているため国に賠償責任はない、というのがこれまでの裁判に共通した判決でした。一方、旧優生保護法自体は憲法違反であることは、全ての判決で認められています。

しかし大阪高裁では、障害者差別のひどい時代に、情報保障も発言機会も与えられなかった人たちに除斥期間を適用することは違法であると、国に賠償を命令しました。国はこれを不服として、現在、最高裁に上告しています。

この判決と前後して、全国で行わ

れている旧優生保護法裁判を支援する団体の全国組織化の動きがあり、東北大学の学生、宮城と兵庫の支援団体を中心として、何回か議員会館での集会を行いました。大聴協は実行委員会に入り、大通研、大サ連、大阪聴覚障害者福祉会は賛同団体となっていたできました。

2022年5月10日、「優生保護法問題の全面解決をめざす全国連絡会」（略称・優生連）が正式に発足、大竹会長は全日本ろうあ連盟の立場で共同代表に名を連ねています。

優生連は10月25日に東京・日比谷で大規模な集会を計画しています。それに先立ち、9月22日に大阪地裁で判決の出る、もう一組のろう夫婦である加山夫婦（仮名）の裁判後、大阪弁護士会館で行われる報告集会を、10月25日のプレ集会和位置付けています。それとは別に、近畿ろうあ連盟主催の近畿ろうあ者大会が、今年は大阪担当で10月2日（日）に北区民センターで実施されます。講師は明石市長の泉房穂氏で、明石市の旧優生保護法被害者支援条例について話されます。集会後はアピールウォーク（デモ行進）を予定しています。近畿ろうあ者大会は日曜日の開催です。皆さん一緒に参加しましょう！

最後に、全日本ろうあ連盟は旧優生保護法に対する取り組みと被害者の声をまとめたパンフレットを発行しました。「国に子どもを産む権利を奪われた聞こえない人たち」というタイトルで、200円で販売しています。大阪ろうあ会館分は完売しましたが、各ブロックにはまだ在庫がありますので、ぜひブロック役員にお求めください。

連盟のパンフレットにもありますが、原告の皆さんはすでに高齢で、裁判の判決を待たず亡くなられた方もおられます。国は被害者に対する一時金を受け付けていますが、7月末時点で全国136人、大阪では25人しか認定されていません。申請期限は2024年までとなっております。つと広く周知することが急がれます。「優生思想」は生野ろう学校女児事故の逸失利益裁判にもあらわれており、まだまだ根強く残っている差別思想です。これを根絶するために、優生連という全国組織とともに、私たちも支援していきましょう！

長宗政男常任理事